

毎月勤労統計調査等について

「毎月勤労統計調査」に係る事案等について

令和元年5月22日(水)

厚生労働省政策統括官

(統計・情報政策、政策評価担当)

1. 毎月勤労統計調査に係る事案の概要

【毎月勤労統計】

調査概要

○調査内容

常用労働者5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を把握（全国調査及び地方調査）、1～4人雇用する事業所については毎年7月における状況を把握（特別調査）。

○調査時期

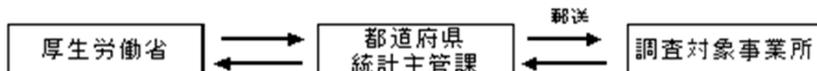
・全国調査及び地方調査：毎月 ・特別調査：毎年7月

○調査客対数（全て抽出調査）

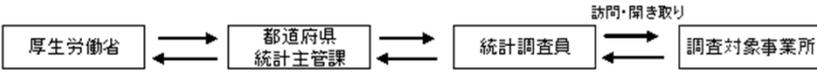
・全国調査 約33,000事業所（平成30年の回収率：約83%）
 ・地方調査 約43,500事業所
 ・特別調査 約25,000事業所（平成30年の回収率：約90%）

○調査方法・調査経路

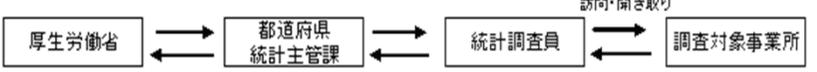
・常用労働者を常時30人以上雇用する事業所 郵送・オンライン



・同5人以上30人未満雇用する事業所 調査員・オンライン



・同1人以上5人未満雇用する事業所 調査員



○予算額：1,170,718千円（H31年度）、1,247,111千円（H30年度）

主な結果

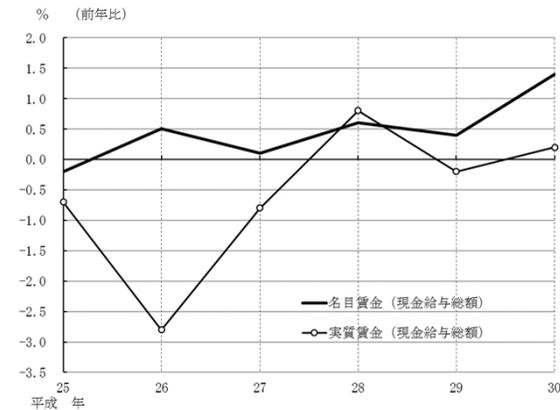
（平成30年・実数・前年比）

名目賃金（現金給与総額）	323,553円	1.4%増
一般労働者	423,464円	1.6%増
パートタイム労働者	99,827円	1.3%増
実質賃金（現金給与総額）		0.2%増
総実労働時間	142.2時間	0.8%減
パートタイム労働者比率	30.88%	0.19%増

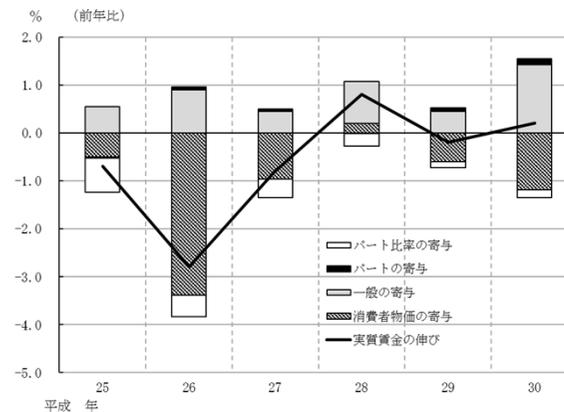
利活用用例

- ・雇用保険の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の算定資料として、毎月きまって支給する給与を利用
- ・月例経済報告、経済財政白書等において、賃金等の動きを利用
- ・企業等の労働条件決定の際の参考資料

【賃金(前年比)の推移】



【実質賃金(現金給与総額)の前年比の要因分解】



「毎月勤労統計調査」に係る今般の事案の概要について

1. 全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて

- 「500人以上規模の事業所」について、公表資料では全数調査としていたが、実際は、東京都について抽出調査となっていた（平成16年から現在まで）。
- 具体的には、東京都における「500人以上規模の事業所」の調査対象事業所数は、全数調査であれば1,464事業所であったところ、実際には491事業所（平成30年10月分）とおおむね3分の1となっていた。

2. 統計的処理として復元すべきところを復元しなかったことについて

- 「500人以上規模の事業所」について、東京都のみ他の道府県と異なる抽出率となっていたが、平成16年～29年の間、公表する賃金等の全国データを作成する際、東京都の抽出調査の結果について統計的処理（抽出率による復元）を加えることなく、全数調査の結果として取り扱っていた。
- 東京都における「499人以下規模の事業所」等についても平成21年～29年の間、一部に異なる抽出率の復元が行われない集計となっていた。



これらの結果、統計上の賃金額が低めになっているという影響があった。

3. 調査対象事業所数について

- 確認できた範囲では、平成8年以降、調査対象事業所数が公表資料よりも概ね1割程度少なくなっていた。

（平成31年1月11日公表）

今般の事案への対応について

政策立案や学術研究、経営判断の礎（いしずえ）として、常に正確性が求められる政府統計について、今般の事態を引き起こしたことは極めて遺憾であり、国民の皆様に御迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

1. 「再集計値」の作成・公表について

- 公表値において行うべき復元を行っていなかった平成16年～29年までの期間のうち、復元に必要なデータ等が存在する平成24年以降について、改めて集計した結果を「再集計値」として公表（平成31年1月11日公表済）。
- ※ 「きまって支給する給与」の「再集計値」と「公表値」とのかい離は、金額ベースでは平均0.6%（詳細は別添参照）。
- 従来 of 公表値については、時系列比較の観点から、今後も引き続き提供していく。

2. 全数調査の実施について

- 今後、毎月勤労統計調査の実施については、正確性・継続性に配慮しつつ、「500人以上規模の事業所」の全数調査を6月から実施する予定。
- 全数調査の実施に当たっては、回答があった全ての事業所を集計することに加え、5月以前で抽出されていた事業所のみを集計を行い、比較できる情報を提供することなどを検討する予定。

(参考) 雇用保険、労災保険等の追加給付に伴う「給付のための推計値」の作成について

- 今般の事案により、毎月勤労統計調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を算定している雇用保険制度等における給付額に影響が生じている。このため、平成16年以降に雇用保険、労災保険、船員保険の給付を受給した方の一部及び雇用調整助成金など事業主向け助成金を受けた事業主に対し、遡及して追加給付を実施。
- 平成16年に遡って追加支給を行うに当たり、「きまって支給する給与」に関して毎月勤労統計調査を基礎として加工し、「給付のための推計値」を作成。
 - ※ 具体的には、「再集計値」を作成した平成24年～29年の間における「再集計値」と「公表値」の乖離幅の平均（約0.6%）を平成16年の公表値に加え、平成24年3月分までを公表値の伸び率に合わせて推計。

(別添) きまって支給する給与の再集計値

		再集計値		公表値	かい離			再集計値		公表値	かい離			再集計値		公表値	かい離			再集計値		公表値	かい離
		円	円	円	%			円	円	円	%			円	円	円	%			円	円	円	%
平成 24 年	1月	260,216	259,230	259,230	0.4	平成 26 年	1月	259,340	257,735	257,735	0.6	平成 28 年	1月	257,651	256,261	256,261	0.5	平成 30 年	1月	261,131	260,186	260,186	0.4
	2月	262,775	261,798	261,798	0.4		2月	260,727	259,064	259,064	0.6		2月	259,822	258,570	258,570	0.5		2月	261,501	260,571	260,571	0.4
	3月	264,423	263,557	263,557	0.3		3月	263,001	261,351	261,351	0.6		3月	262,380	261,064	261,064	0.5		3月	264,897	263,976	263,976	0.3
	4月	265,288	264,388	264,388	0.3		4月	266,105	264,410	264,410	0.6		4月	264,613	263,178	263,178	0.5		4月	267,505	266,570	266,570	0.4
	5月	261,559	260,653	260,653	0.3		5月	262,570	260,686	260,686	0.7		5月	259,541	258,089	258,089	0.6		5月	264,095	263,179	263,179	0.3
	6月	263,166	262,262	262,262	0.3		6月	263,941	262,102	262,102	0.7		6月	262,130	260,632	260,632	0.6		6月	265,931	265,087	265,087	0.3
	7月	262,653	261,695	261,695	0.4		7月	263,164	261,290	261,290	0.7		7月	261,829	260,353	260,353	0.6		7月	265,232	264,333	264,333	0.3
	8月	261,320	260,326	260,326	0.4		8月	261,786	259,938	259,938	0.7		8月	259,950	258,464	258,464	0.6		8月	263,725	262,846	262,846	0.3
	9月	261,530	260,493	260,493	0.4		9月	262,875	261,019	261,019	0.7		9月	260,600	259,109	259,109	0.6		9月	263,688	262,820	262,820	0.3
	10月	262,870	261,692	261,692	0.5		10月	263,632	261,659	261,659	0.8		10月	261,916	260,363	260,363	0.6		10月	265,726	264,863	264,863	0.3
	11月	262,396	261,543	261,543	0.3		11月	263,514	261,571	261,571	0.7		11月	261,732	260,240	260,240	0.6						
	12月	262,299	261,398	261,398	0.3		12月	263,315	261,502	261,502	0.7		12月	262,144	260,521	260,521	0.6						
平成 25 年	1月	258,397	257,253	257,253	0.4	平成 27 年	1月	258,024	256,660	256,660	0.5	平成 29 年	1月	259,004	257,429	257,429	0.6						
	2月	260,596	259,413	259,413	0.5		2月	258,421	257,074	257,074	0.5		2月	260,435	258,975	258,975	0.6						
	3月	262,058	260,853	260,853	0.5		3月	260,604	259,251	259,251	0.5		3月	262,377	260,744	260,744	0.6						
	4月	265,220	263,932	263,932	0.5		4月	264,469	263,065	263,065	0.5		4月	265,808	264,214	264,214	0.6						
	5月	261,195	259,835	259,835	0.5		5月	259,682	258,381	258,381	0.5		5月	261,197	259,541	259,541	0.6						
	6月	262,353	261,015	261,015	0.5		6月	261,835	260,547	260,547	0.5		6月	263,371	261,765	261,765	0.6						
	7月	261,417	259,950	259,950	0.6		7月	261,250	259,952	259,952	0.5		7月	263,231	261,634	261,634	0.6						
	8月	260,661	259,206	259,206	0.6		8月	259,489	258,158	258,158	0.5		8月	261,109	259,426	259,426	0.6						
	9月	261,012	259,504	259,504	0.6		9月	260,062	258,727	258,727	0.5		9月	262,587	260,933	260,933	0.6						
	10月	262,716	261,149	261,149	0.6		10月	261,319	259,928	259,928	0.5		10月	262,922	261,128	261,128	0.7						
	11月	262,995	261,354	261,354	0.6		11月	260,825	259,463	259,463	0.5		11月	262,997	261,419	261,419	0.6						
	12月	262,349	260,735	260,735	0.6		12月	260,983	259,702	259,702	0.5		12月	263,696	262,041	262,041	0.6						

2. 賃金構造基本統計調査に係る事案の概要

【賃金構造基本統計】

調査概要

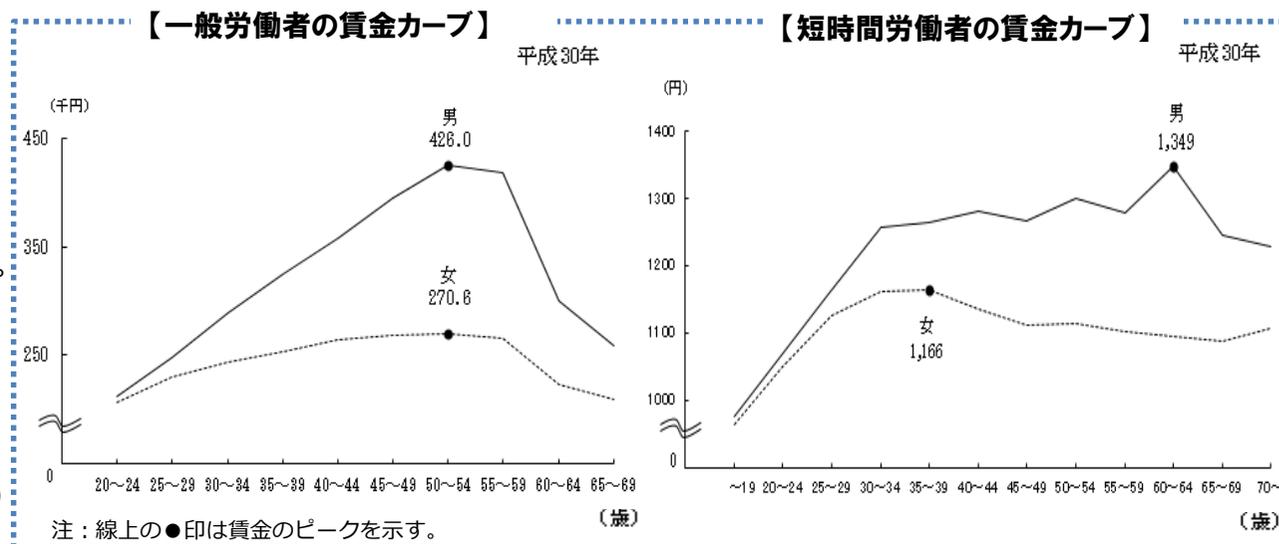
- 調査内容
主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に把握
- 調査時期：毎年7月
- 調査客体数：約78,000事業所（労働者約165万人）
※回収率約72%（平成30年）
- 調査方法
都道府県労働局及び労働基準監督署からの郵送により調査票を配布・回収、ただし一部については都道府県労働局及び労働基準監督署の職員並びに統計調査員が客体事業所を直接訪問し調査票を配布・回収
(調査経路)
厚生労働省-都道府県労働局-(労働基準監督署)-(統計調査員)-報告者
- 予算額 217,356千円（H31年度）、148,992千円（H30年度）
(オンライン調査導入経費等 56,705千円を含む) (試験調査費 14,912千円を含む)

利活用用例

- ・中央最低賃金審議会における最低賃金改定の目安を定める際の資料として利用（1時間当たり賃金分布等）
- ・労災保険給付の休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定資料として利用（年齢階級別賃金分布）
- ・待機児童解消や介護離職ゼロなどの重要政策を推進する上で、職種別や勤続年数別の賃金を用いて、保育士、介護士等の処遇の実態を確認（職種別平均賃金）
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」における企業認定基準を定める際の資料として利用（役職者に占める女性割合）

主な結果

一般労働者の賃金は、
男女計は306,200円、
男性では337,600円、
女性では247,500円で、
男女間賃金格差（男性=100）は73.3。
短時間労働者の時間当たり賃金は、
男女計は1,128円
男性では1,189円
女性では1,105円
(平成30年賃金構造基本統計調査より。
賃金はいずれも6月分の所定内給与額)



「賃金構造基本統計調査」に係る今般の事案の概要について

1. 調査員調査により実施するとしている配布・回収とも郵送調査により実施していたことについて

- 調査計画では、調査員調査により実施するとしているが、実際は調査票の配布・回収ともにほぼ全ての事業所について郵送調査により実施していた。
- 調査員は実際に任命されており、事業所からの照会対応（調査の説明）、調査票の審査、事業所への疑義照会、未提出事業所への督促などに携わっていた。

2. 報告を求める期間について

- 調査計画では、提出期限について「調査票を調査実施年の7月31日までに都道府県労働局長に提出する」と規定しているが、実際は、これよりも早い提出期限を定め報告者である事業所に通知している例があった。

3. 調査対象の範囲について

- 調査計画では、調査対象範囲に日本標準産業分類による「宿泊業, 飲食サービス業」を含めているが、そのうち産業小分類766「バー, キャバレー, ナイトクラブ」については抽出の母集団から除外し、調査対象としていなかった。

(平成31年1月28日公表)

今般の事案への対応について

生じた問題点・更なる改善点

答申を踏まえた2019年調査計画

問題① 調査方法

調査計画では調査員調査。
実際は調査票の配布・回収ともにほぼ全て郵送。

課題① 報告者負担の軽減

・報告義務者は各事業所の事業主。ただし、賃金情報等を把握していない場合、本社で調査票を記入。企業、回収する行政ともに負担。
・紙媒体に記入する負担が大きい。

課題② 行政事務の効率化

問題② 提出期限

督促期間の確保等のため、調査計画(7月31日)よりも早い提出期限を定めた例あり。

問題③ 調査対象範囲

調査計画では「宿泊業、飲食サービス業」全体を対象。実際は、そのうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査非対象となっていた。

- ①「郵送調査」を基本としつつ、統計調査員等により督促・回収
- ②調査票は本省から事業所に直接配布(労働局等を介さない)
- ③本社一括調査の実施
※大臣が指定する企業は、本社等が傘下の事業所分を本省に報告
- ④電子媒体による調査の試行的な実施
(オンライン化に向けた過渡的な対応)

運用上の工夫

回収業務や督促履歴を本省と労働局がオンタイムで管理・共有

運用上の工夫

本省配付により提出期限(7月31日)を統一

運用上の工夫

時系列比較において混乱が生じないように丁寧に情報を提供

- ⑤「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を含め調査

3. 統計の点検検証の概要

統計の点検検証の概要について

1 点検検証の基本的な考え、方針について

- 公的統計に対する信頼回復のため、政府で行われた基幹統計の点検に加え、統計委員会で更なる点検検証に取り組むことを目的に実施。
- 点検検証は各府省から提供された情報をもとに点検を行う。効率的に取り組むため、統計ごとの重要度やリスクを勘案した「ターゲット型統計点検審議」とし、ターゲットとなる統計と項目を絞り込む「予備審査」を行う。
(平成31年2月15日 統計委員会決定)

2 検討の範囲

- 統計法で特に重要な統計と位置づけられている基幹統計（※）の信頼確保が最優先であるが、一般統計（※）の中にも、基幹統計に準じた重要なものが多数含まれることから、基幹統計、一般統計を点検の対象とする。
(※) 厚生労働省所管 基幹統計 9統計 一般統計 70統計
(平成31年2月15日 統計委員会決定)

3 点検検証の体制

- 統計委員会に「点検検証部会」を新設し、その下に2つのワーキンググループを設置して集中的に検討を実施する。
(平成31年2月19日 第1回点検検証部会決定)

4 今後の進め方

- 4月までワーキンググループにおいて基幹統計に関する予備審査としてヒアリングを実施した。これを踏まえ、点検検証部会において、5月23日に第1次再発防止策（素案）を決定し、5月中に統計委員会へ報告、審議を行う。6月以降、重要な課題があると判断された統計に的を絞って、ターゲット型統計点検審議（重点審査）を行い、6～7月までに第1次再発防止策をとりまとめる。
(令和元年5月9日第3回点検検証部会決定)

一斉点検で報告のあった調査等の影響度評価 (令和元年5月16日 第4回点検検証部会資料を加工)

() 内は全省庁分

影響度区分		基幹統計調査	一般統計調査
IV 数値の誤り (利用上重大な影響)		1 調査 (1 調査) (毎月勤労統計調査)	—
III 数値の誤り (利用上重大な影響なし)		— (2 調査)	8 調査 (16調査) (最低賃金に関する実態調査、労務費率調査、雇用動向調査、雇用の構造に関する実態調査、労使関係総合調査、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査、食肉検査等情報還元調査、賃金引上げ等の実態に関する調査)
I ~ II 数値の誤りなし	結果精度への影響 の観点から確認を 必要とするもの	1 調査 (1 調査) (賃金構造基本統計調査)	5 調査 (11 調査) (賃金構造基本統計調査試験調査、雇用動向調査、労使関係総合調査、保険医療材料等使用状況調査、港湾運送事業雇用実態調査)
	手続上の問題のみ	3 調査 (20調査) (薬事工業生産動態統計、医療施設統計、患者統計)	51 調査 (129 調査)

影響度による区分 (令和元年5月9日 点検検証部会)

- I 数値の誤りも利用上の支障も生じない場合
- II 数値の誤りは生じていないが、利用上の支障を来す場合
- III 利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り
- IV 利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り

※「利用上重大な影響」とは、数値の誤りが発生した箇所が、

- ・ SNA、QE その他重要な統計を作成する際の主要な材料
- ・ 国が交付する給付金等の金額の算定根拠
- ・ 重要な政策の立案・実施の根拠
- ・ 民間企業等の重大な意思決定の根拠

として直接的に用いられている場合 (参考資料にとどまる場合は除く) で、誤りの内容がそれらの作成・決定内容に影響 (軽微な場合は除く) を及ぼす可能性があると思われる場合

当面の進め方

(令和元年5月9日 第3回点検検証部会資料抜粋)

資料2-2

今後の進め方について(案)

5月

<5月の審議事項>
第1次再発防止策(素案)
重点審議の対象
基幹統計の一齐点検事案の影響度評価(レベルⅠ～Ⅳ)
一般統計の各省自己点検結果報告

9日(木) 点検検証部会〔第3回〕

- ・基幹統計に関するヒアリング結果を踏まえた再発防止策に係る論点審議
- ・今後の進め方

16日(木) 点検検証部会〔第4回〕

- ・第1次再発防止策(素案)の審議
- ・重点審議の対象についての審議
- ・基幹統計の一齐点検事案の影響度評価に係る審議

23日(木) 点検検証部会〔第5回〕

- ・第1次再発防止策(素案)の部会決定
- ・重点審議の対象についての部会決定

24日(金) 統計委員会への部会決定の報告、委員会としての審議

※一般統計の各省自己点検結果報告は、事務局における集計作業後に部会報告

6月以降

- ターゲット型審議(重点審査)の開始
- 第1次再発防止策の決定

4. 再発防止

「再発防止」について

平成31年4月12日 衆議院厚生労働委員会 根本大臣答弁(抜粋)

- 統計に関する認識・リテラシーの向上、例えば全職員に対する統計研修の実施や、他府省や民間の統計専門家などとの人事交流が考えられます。
- 統計業務の改善、統計の調査内容の正確な公開や利用者の視点に立った統計の見直し等が考えられます。
- 組織の改革とガバナンスの強化、統計を外部有識者により審議する仕組みの強化や民間人材の活用、あるいは内部組織の強化等が考えられます。
- 3点申し上げましたが、こういう再発防止という観点からしっかり取り組んでいきたいと思えます。

5. 雇用保険等の追加給付

雇用保険等の追加給付について

報道発表資料(平成31年4月9日)からの抜粋。
同年2月4日に初回発表、3月12日、4月9日に追加発表。

追加給付のスケジュール

以下のスケジュールでお知らせやお支払いを順次実施すべく、準備を進める。

	お知らせ開始時期	お支払い開始時期
現に給付を受けている方	雇用保険 3月18日～ (一部の方の過去分は10月頃～)	将来分：3月18日～ 過去分：4月～ (一部の方は11月頃～)
	労災保険 (労災年金) 将来分：4月下旬 過去分：5月下旬～ (一部の方は9月～)	将来分：6月(4～5月分)～ 過去分：6月～ (一部の方は10月～)
	労災保険 (休業補償) 過去分：6月～ (一部の方は7月～)	将来分：5月(4月分)～ 過去分：7月～ (一部の方は8月～)
	船員保険 4月10日～	4月15日～
過去に給付を受けていた方	雇用保険 育児休業給付：8月頃～ それ以外：10月頃～	11月頃～
	労災保険 (労災年金) 9月頃～	10月頃～
	労災保険 (休業補償) 8月頃～ (一部の方は11月頃～)	9月頃～ (一部の方は12月頃～)
	船員保険 4月下旬～	6月～

※将来分：今後支払われる給付について、改定した額でのお支払い
過去分：過去に受けた給付について、追加分をまとめてお支払い

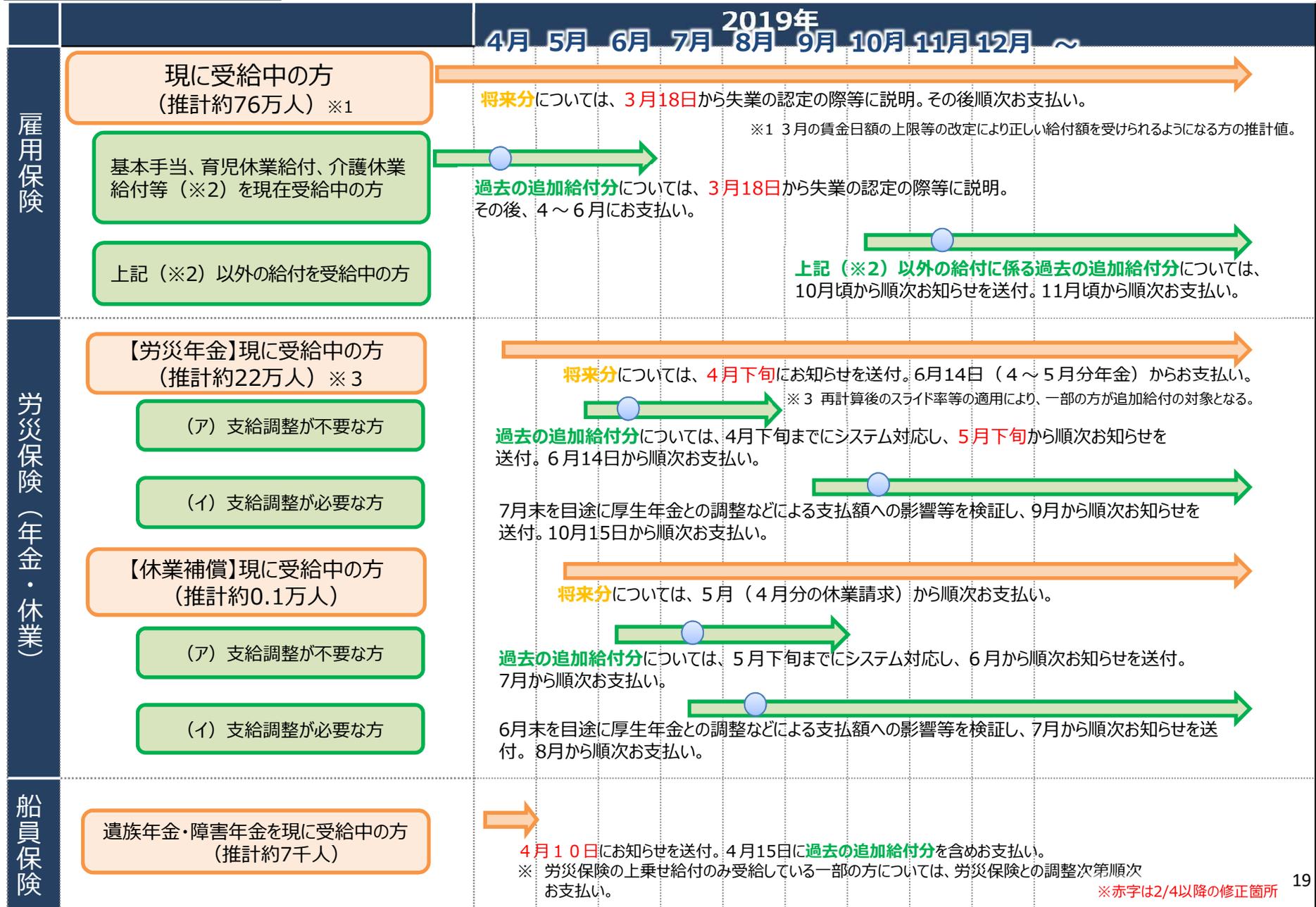
雇用保険等の追加給付について

報道発表資料(平成31年4月9日)からの抜粋。
同年2月4日に初回発表、3月12日、4月9日に追加発表。

以下のスケジュールでの実施を目指し、準備を進める。

注) オレンジの欄は将来分、緑の欄は過去の追加給付分。推計値は、一部精査中。

現に給付を受けている方

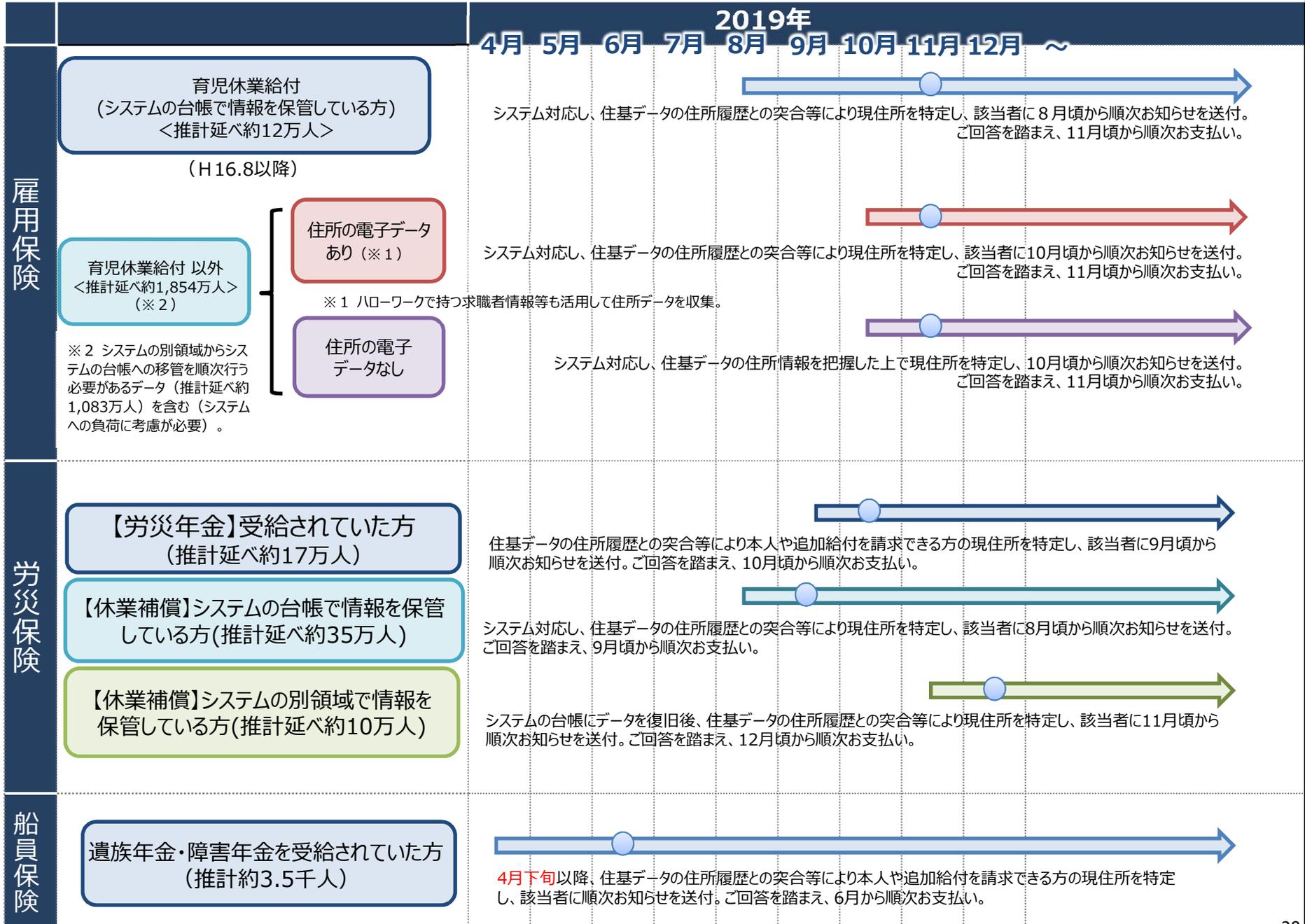


※1 3月の賃金日額の上限等の改定により正しい給付額を受けられるようになる方の推計値。

※3 再計算後のスライド率等の適用により、一部の方が追加給付の対象となる。

※赤字は2/4以降の修正箇所

過去に給付を受けていた方



※受給している方が死亡した際に未支給の給付金を過去に受領した親族についても同様の対応を実施。

※赤字は2/4以降の修正箇所

雇用保険等の追加給付について

報道発表資料(平成31年1月18日)からの抜粋
 -平成31年度厚生労働省予算案の変更について-

	雇用保険 (労働特会雇用勘定)	労災保険 (労働特会労災勘定)	船員保険 (労働特会労災勘定)	事業主向け助成金 (労働特会雇用勘定)	合 計
合計	約472億円	約264億円	約18億円	約41億円	約795億円
追加給付費	約276億円 一人平均約1,400円	約241億円 (年金給付)一人平均約9万円 (休業補償)一人平均約300円/月	約16億円 一人平均約15万円	約31億円	約564億円
うち 国庫負担	約6億円	—	—	—	約6億円
加算額	約20億円	約14億円	約1億円	約2億円	約37億円
うち 国庫負担	約0.4億円	—	—	—	約0.4億円
事務費	約177億円 (うちH31:約85億)	約9億円 (うちH31:約6億円)	約0.3億円 (うちH31:約0.3億円)	約9億円 (うちH31:約5億円)	約195億円 (うちH31:約96億円)
対象人数・ 件数	延べ約1,942万人	年金給付:延べ約27万人 休業補償:延べ約45万人	約1万人	延べ約30万件	保険給付:延べ約2,015万人 助成金:延べ約30万件

[計数は精査中]

- ※ 加算額は、過去に行われた給付額と本来であれば給付されていた金額との「差額」に、その「差額」が現在価値に見合う金額となるようにするための金額を加算するもの。
- ※ 追加給付費及び加算額は、万全の対応を期すため、平成31年度予算案に全額計上。事務費は、平成31年度所要額を平成31年度予算案に計上し、不足する場合には予備費の活用等を検討。
- ※ 事務費については、必要額を精査した上、既定の事務費等の節減により財源を捻出。

(参考) 追加給付を行う事業主向け助成金等①

雇用対策基本問題部会資料
(H31.2.25)からの抜粋

	<p style="text-align: center;">雇用調整助成金 (中小企業緊急雇用安定助成金 (H20年度～H24年度)を含む)</p>	<p style="text-align: center;">就職促進手当 (労働施策総合推進法) ※ 一般会計</p>
<p>主な制度概要</p>	<p>景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度。</p>	<p>中高年齢失業者等求職手帳所持者、認定駐留軍関係離職者等の求職者の求職活動の促進とその生活の安定とを図るための給付金。</p>
<p>毎月勤労統計との関係</p>	<p>休業等に係る賃金等の額に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額に助成率を乗じて得た額（1人1日あたり雇用保険基本手当日額の最高額を限度）。</p>	<p>就職促進手当の日額算定は、支給対象者の賃金日額により影響を受けるが、当該賃金日額の最低額及び一定の額の範囲は、毎月勤労統計をもとにした各年度の平均給与額の変化率に応じ変更される。 支給対象者が自己の労働によって収入を得た場合の控除額についても同様に、毎月勤労統計をもとにした各年度の平均給与額の変化率に応じ変更される。</p>

(参考) 追加給付を行う事業主向け助成金等②

	育児・介護雇用安定等助成金（育児休業取得促進等助成金（育児休業取得促進措置））	育児・介護雇用安定等助成金（育児休業取得促進等助成金（短時間勤務促進措置））	中小企業人材確保支援助成金（中小企業雇用管理改善助成金）	建設雇用改善助成金（建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金（教育訓練受講給付金））	建設雇用改善助成金（建設教育訓練助成金（建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練））
主な制度概要	労働者に対し育児休業を利用させ、経済的支援を行う事業主に対する助成	労働者に対し養育のための短時間勤務制度を利用させ、経済的支援を行う事業主に対する助成	雇用管理の改善計画の認定を受けた事業協同組合等の構成中小企業者又は個別中小企業者が労働者に対し職業に関する相談を行うための設備・施設を設置・整備又は職業相談者を配置する事業を行い、併せて労働者の雇入れを行った場合に助成	新規・成長分野に係る事業を行う建設事業主が、その雇用する労働者に当該事業に従事するために必要な教育訓練を受講させた場合に、その期間に支払った賃金の一部を助成	建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けた建設事業主が、対象労働者に教育訓練を受講させた場合に、その期間に支払った賃金の一部を助成
毎月勤労統計との関係	対象事業主が行う経済的支援の額に助成率を乗じて得た額。ただし、次のイ、ロの額のいずれか低い額に支給対象期の日数を乗じて得た額を限度。 イ 対象被保険者の休業開始時賃金日額の3/10。 ロ 雇用保険の賃金日額（30歳以上45歳未満）の上限額の3/10。	対象者1人あたりの基準額を支給対象期間中における1月あたりの平均所定労働日数で除して得た額に、支給対象期間中に短時間勤務制度を利用した日数を乗じて得た額。ただし、雇用保険の基本手当日額（30歳以上45歳未満）の最高額に30を乗じて得た額を限度。	事業主が配置する職業相談者にかかる賃金等の1/3の額。ただし、雇用保険の基本手当日額の最高日額に支給の対象となる日数を乗じて得た額に330を乗じて365で除して得た額を限度（職業相談者配置事業）。	対象教育訓練を受けさせる期間に支払った通常の賃金の1/2（中小企業にあつては2/3）に相当する額に、対象教育訓練を受けさせた日数（1コース150日を限度）を乗じて得た額。ただし、その額を当該日数で除して得た額が雇用保険の基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額を限度。	対象教育訓練を受けさせる期間に支払った通常の賃金の1/2（中小企業にあつては2/3）に相当する額に、対象教育訓練を受けさせた日数（1コース150日を限度）を乗じて得た額。ただし、その額を当該日数で除して得た額が雇用保険の基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額を限度。
支給対象期間	H19～22年度	H19～22年度	H16～17年度	H16～17年度	H17～22年度